

別居・離婚後の親子の断絶を防止する法整備に関する意見書

我が国では、離婚に伴う子どもの親権・監護権争いを優位に進めるために、婚姻中における一方の親の同意なしでの「子の連れ去り」別居とその後の「親子引き離し」が後を絶たない。一方の親は、みずからの同意なく他方の親に不当に子どもを連れ去られ、裁判においては継続性の原則の下で親権・監護権を奪われ、面会交流が認められずに愛する我が子と全くの断絶状態となってしまう。このような親が多数存在し、その苦しみの余り自殺してしまう事例も確認されている。

一方的な子どもの連れ去り・引き離しは、子どもの成長に長期間にわたり悪影響を及ぼす非人道的行為であり、欧米の先進国では誘拐や児童虐待となるのに対して、我が国では法的な制限がなく、かつ裁判所が監護の継続性を重視する余り、先に監護を始め、これを継続している事態を法的に追認していることから生じている。子どもが両親から愛情と養育を受け続けることは、子どもの健全な発達にとって好ましく、長期的に「子ども最善の利益」に資することとなる。

よって、本市議会は国に対し、離婚や別居による悲惨な親子関係の断絶状態を解消及び防止するため、下記事項を盛り込む法整備と関連する諸施策の拡充を強く求めるものである。

記

1 子どもの連れ去りの禁止

同意なく子どもを連れ去った場合には、子どもを速やかに元の場所に戻し、養育について話し合うこと。子どもを速やかに元の場所に戻すことに応じない場合には、子どもを連れ去られた親に暫定監護権を与えること。

2 面会交流の拡充

児童虐待防止の観点からも、親子が離れて暮らしている場合には、2週間に1度は泊まりがけで会えることとすること。面会交流の権利性を明確化し、年間100日以上は離れて暮らす親子が会えることとすること。

3 フレンドリーペアレントルール（友好親原則）の導入

主たる養育親の決定はフレンドリーペアレント（他方の親により多くの頻度で子を会わせる親）ルールによるものとすること。

4 養育計画の作成義務化

共同養育計画の作成を離婚時の義務とし、離婚の成立要件とすること。子どもと離れて暮らす親に年間100日以上（基準値。遠隔地等の特段の事情がない場合）の面会・養育を義務化すること。養育費を取り決めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年3月22日

糸 満 市 議 会

あて先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、厚生労働大臣